

加賀市開発登録簿閲覧規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

加賀市長

加賀市開発登録簿閲覧規則

〔平成30年3月31日〕
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所の場所(以下「閲覧所」という。)は、都市計画担当課とする。

(閲覧手続)

第3条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、開発登録簿閲覧申請書(別記様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(閲覧の日時等)

第4条 登録簿の閲覧日は、加賀市の休日を定める条例(平成17年加賀市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

2 登録簿を閲覧することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、閲覧日以外の日又は閲覧時間以外の時間に閲覧させることができる。

(持出の禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の拒否等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は職員^の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損^きし、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

開発登録簿閲覧申請書

年 月 日

(宛先) 加賀市長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり開発登録簿の閲覧を申請します。

開発区域の位置	加賀市
閲覧理由	
備 考	

1 ※印欄は記入しないでください。

※受付者	※閲覧承認